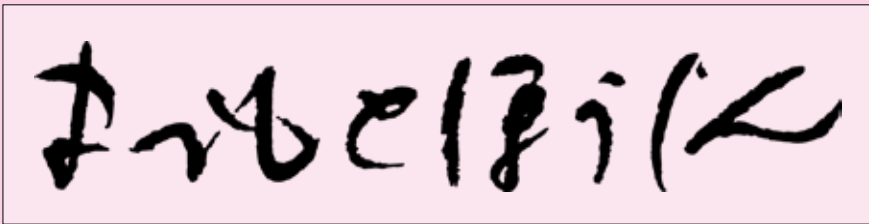




ゆうメール



令和5年
(2023年)
12月号
第587号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



伊ね ふるさと!

伊ね ふるさと!

－ 主な記事 －

- 税務ポイント 2～3頁
- 伊ね ふるさと! 4頁
- 皆さんこんにちは 清沢俊太郎氏 5頁
- 頑張ってます 伊藤宏子さん 5頁
- 経営レポート 6頁
- 内臓脂肪の蓄積機構を解明 画期的な肥満治療へ... 7頁
- 令和5年度「税を考える週間」関連事業報告... 8頁
- 生活習慣病健診実施のご案内..... 9頁
- 会員福利厚生制度 PR 10頁
- 12月の予定等 11頁
- インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき ... 12頁
- 法人会会員相談室ご案内 (相談カード付) ... 付録

信州安曇野 食の感謝祭

去る11月11日・12日、穂高神社に特設会場を設け「信州安曇野 食の感謝祭」が開催されました。

このイベントは食をキーワードに、地元安曇野のスイーツやパン、「安曇野林檎ナポリタン」や信州サーモン等のご当地グルメはもちろん、近隣地区や全国の友好都市からも数多くブースが設けられ大勢の方が各地の逸品を堪能しました。

実りの秋。豊かな自然と食に感謝する素晴らしいイベントです。

(関連記事4頁掲載 沖健史編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長								経 理 担 当



差出人・返送先
 一般社団法人松本法人会
 〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10
 大同生命松本ビル5階

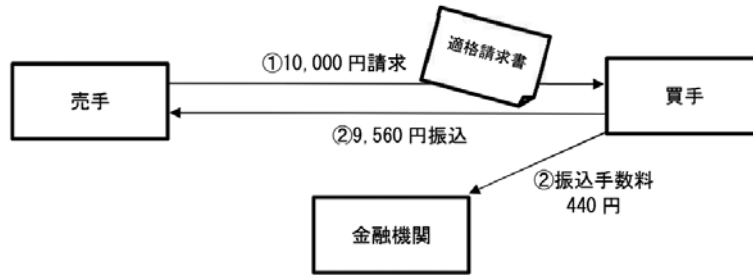
税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室(189)〕 消費税その36

消費税インボイス制度開始後の売手が負担する振込手数料相当額について

Q. 売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が負担する商慣行がありま

す。この売手が負担する振込手数料相当額について、売手が代金請求の際に既に適格請求書を交付している場合に、必要となる対応を教えてください。



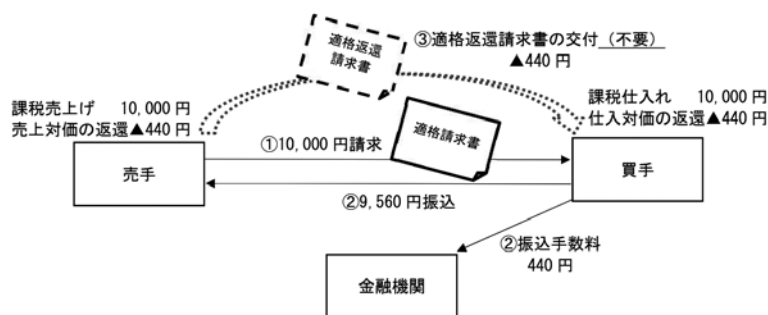
A. ご質問の場合、取引当事者間の契約関係等により、次のように対応が分けられます。

1 売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合
売手は、振込手数料相当額について売上値引きとする場合、売上げに係る対価の返還等を行っていることとなりますので、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要がありますが、一般的には、こうした振込手数料相当額は1万円未満となると考えられますので、その場合は適格返還請求書の交付義務が免除されることとなります（消法57

の4③、消令70の9③二）。

ご質問の場合は、売上値引きの金額が440円であるため、当該売上値引きに係る適格返還請求書の交付は必要ありません。

なお、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います。そのため、軽減税率（8%）対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率（8%）が適用されます。



2 振込手数料相当額について、売手が買手から「代金決済上の役務提供（支払方法の指定に係る便宜）」を受けた対価とする場合

売手の買手に対する課税資産の譲渡等と、買手の売手に対する代金決済上の役務の提供は、それぞれ異なる課税資産の譲渡等となります。

したがって、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から交付を受けた適格請求書

の保存が必要となります。

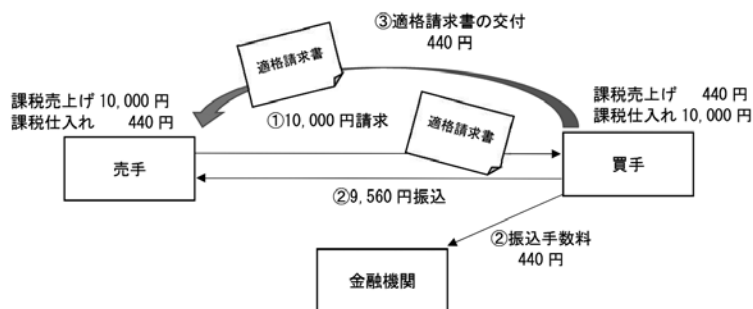
なお、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けて仕入税額控除を行うこともできます（消法30⑨三）。

〔注〕 一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入

れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2

①）。

詳しくは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」問111《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。



3 買手が売手のために金融機関に対して振込手数料を立替払したものとする場合

買手が売手に代わって振込手数料を立替払したものとする場合、売手は、買手が金融機関から受け取った振込手数料に係る適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の交付を受け、振込手数料に係る仕入税額控除を行うこととなります（この場合、買手が請求金額から差し引く金額が金融機関の振込手数料と同額である必要があります。）。

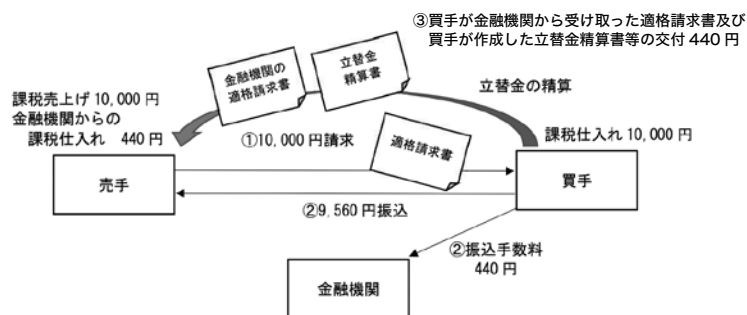
なお、買手が金融機関のATMを使って振込手続を行った場合、当該ATM手数料は自動販売機特例の対象となりますので、買手が金融機関から受け取った適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の保存は不要となります（売手は、買手が差し引いた金額が振込手数料であること及び立替えでの支払が金融機関のATMでの振込みであることを確認した上で、一定の要件の下で帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことが可能となります。）。

立替金については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」問94《立替金》を、自動販売機特例については、問41《適

格請求書の交付義務が免除される取引》及び問47《自動販売機及び自動サービス機の範囲》を、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の要件については、問110《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》を、それぞれご参照ください。

（注）一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①）。

詳しくは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」問111《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。



【参考】 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A 問29

（税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

ね thumbs up ふるさと!

『信州安曇野 食の感謝祭』 ～豊かな恵みと食文化を堪能～

安曇野市穂高地区では11月11日と12日に穂高神社特設会場にて「信州安曇野 食の感謝祭」と銘を打ったイベントが開催されました。「安曇野スイーツ&パンブース」や「安曇野旨いものブース」などの食のコーナーはもちろん「友好都市ブース」、「クラフトブース」、「中信地区管内商工会ブース」など様々な体験をしながらの郷土食をはじめとしたさまざまな食を味わい尽くすイベントでした。冬の気配を感じる肌寒い天気にもかかわらず、大勢の方々が訪れ、地元の伝統的な食文化を再発見するとともに、新しい試みでのコラボレーション食、新作スイーツなど、いろいろな角度から食を学び、そして満腹にもなる素晴らしいイベントとなりました。

また様々なアトラクションも披露され、お祭り気分の空間も楽しむことができました。このイベントはも



とも「新そばと食の感謝祭」として数年行ってきた人気のイベントでしたが、件のコロナの影響で4年ぶりに新たな形で復活したものです。今回はお蕎麦のブースはありませんが、各店舗のお蕎麦の特徴まで記載した「信州安曇野そばまつぷ」を作成し、地元のそば店をめぐりスタンプを集め豪華賞品をゲットできる抽選も行いました。その他にも「安曇野新そば奉納神事」、「そば打ち体験案内」も同時期開催され、秋の信州安曇野ならではの食を切り口とした、素晴らしいイベントとなりました。穂高神社の特設会場に訪れた方々の満面の笑顔がこのイベントの成功を語りつけていました。いつの時代でも満腹、満足は人を幸せにするようです。

(沖健史編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

長野県法人会連合会作成動画のご紹介



このほど長野県法人会連合会では、「インボイス制度」「電子帳簿保存制度」に関する研修用の動画を作成致しましたのでご紹介いたします。

【インボイス制度開始2ヶ月 そろそろ消費税申告も考えないと...】

<https://youtu.be/y4G9ffq-W8E>



【インボイス制度開始後、このまま免税事業者のままでいいのか...?】

<https://youtu.be/TEhRqVXX5vE>

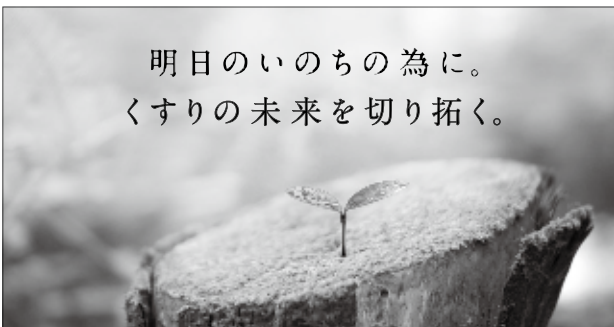


【あと一ヶ月、電子帳簿保存制度～最低限の確認・準備事項～】

<https://youtu.be/r8c27AKxia8>



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

HARIO 株式会社
東筑摩郡朝日村針尾
代表取締役 清沢 俊太郎 氏

『官公庁への防災支援実績と結果に こだわる経営支援で地域を支える』

東筑摩郡朝日
村針尾にごぞい
ます HARIO (株)
の清沢社長にお

話を伺いました。同社は11期目の主に民間企業向けにコストマネジメントやマーケティング支援、補助金や助成金の導入支援などの経営支援事業を行う企業です。コンサルタントとして結果を出すことは重要ですが、その際に数値化しづらい地域とのつながりや人間関係などお客様が大切にされているものを犠牲にすることが無いよう最大限配慮しているそうです。

また、近年は自治体向け防災支援事業にも取り組まれています。災害発生時に自治体と民間企業の橋渡し役を担い、避難所などに必要な物資が迅速に届くような仕組みづくりを行い、現在県内27の自治体と協定を結ばれています。2019年に長野市で発生した大規模水害の際には、避難所に県内企業が製造した発泡スチロール製マットをお届けし被災者の避難生活を支えました。

人・企業・地域が共鳴しあった豊かな社会の実現を力強く支える存在であり続けるよう、日々奮闘されている清沢さんのますますのご活躍を祈念いたします。

(上兼健司編集委員)



頑張ってます!!

有限会社二木工業

安曇野市穂高

伊藤 宏子 さん

(有)二木工業は、昭和42年に旧穂高町（現安曇野市）に創業、57年目を迎えた企業です。創業以来アルミニウムの表面処理(アルマイト)に特化し、技術と品質を追求している企業です。現在ではアルマイト処理の他に無電解ニッケル処理、化成処理も行い、多品種小ロットを得意とし、短納期対応の小回りの利く会社として認識されています。また環境保全にも積極的に取り組み、環境省が策定した「エコアクション21」の認証取得・長野県SDGs推進企業にも登録されています。そんな(有)二木工業で働いている伊藤宏子さんは創業者故二木國彰さんの長女であり、現代表取締役の妹さんでもあります。製造業という女性が敬遠しがちな分野に飛び込み活躍している毎日です。伊藤さんの趣味はゴルフ。ご主人も同じご趣味をお持ちで、日ごろの運動不足解消をかねて、週末にはお二人で近隣のゴルフ場に通うことが多いそうです。スポーツでの身体作りも大切ですが、ゴルフを通じての仲間作りがとにかく楽しいそうです。休日のゴルフを楽しみに仕事も頑張れるそう。笑顔の絶えない二木工業のスーパーバイザーです。

(沖健史編集委員)

経営レポート

令和6年から新しいNISA制度が始まります

税理士 大塚賢治



令和4年12月に公表された「令和5年度税制改正大綱」を受けて、NISA制度は令和6年1月に改正されることとなりました。新NISAでは、「制度の恒久化」「非課税保有期間の無期限化」「生涯非課税保有限度枠の採用」などの改正が行われます。

1. NISAとは

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。

イギリスのISA (Individual Savings Account=個人貯蓄口座) をモデルにした日本版ISAとして、NISA (ニーサ・Nippon Individual Savings Account) という愛称がついています。

2. 新NISAの概要

新NISAは、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等が、令和6年以後に、非課税口座に係る特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税となる制度です

年間投資額は、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が120万円、特定非課税管理勘定（成長投資枠）が240万円。また、生涯投資枠の上限が1,800万円（内数として特定非課税管理勘定（成長投資枠）のみの上限が1,200万円）となります。

（注1）非課税とされるのは非課税口座を開設する金融商品取引業者等を經由して交付される配当

等に限られていますので、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります（ジュニアNISAにおいても同様です。）。

（注2）非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失について、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や、繰越控除をすることはできません（ジュニアNISAにおいても同様です。）。

3. ジュニアNISAの概要

ジュニアNISAは、18歳未満（口座開設の年の1月1日現在）またはその年に出生した居住者等を対象として、平成28年から令和5年までの間に、未成年者口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税とされる制度です（年間投資額は80万円）。

なお、「NISA」や「つみたてNISA」と異なり、上場株式等の配当等や売却代金の払出しに一定の制限が設けられていますが、令和6年以降は、この制限が解除されます。

参考：国税庁ホームページ「タックスアンサー NISA制度」、金融庁ホームページ「NISAとは？」

大塚会計事務所 〒399-0014 松本市平田東 1-25-11
TEL・FAX0263-85-7330

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

内臓脂肪の蓄積機構を解明 画期的な肥満治療へ

産経新聞科学部記者 伊藤 壽一郎

肥満症が世界的に拡大し、深刻な問題になっています。中でも、内臓脂肪型肥満はさまざまな疾病のリスクが高まるため、効果的な治療法の開発が急務ですが、内臓脂肪蓄積のメカニズムが不明で決定打は見つかっていませんでした。けれど、横浜市立大が最近、免疫細胞に含まれる特殊なタンパク質が内臓脂肪の蓄積を促進する仕組みを解明。この働きを抑制することで、内臓脂肪型肥満の画期的な治療法が実現しそうです。

■肥満者は死亡リスクが2倍

世界肥満連合(WOF)によると、世界では現在、約20億人が肥満あるいは過体重だそうです。肥満者の死亡リスクは健康的な体重の人の約2倍。特に腹部の内臓を取り囲むように脂肪が過剰に蓄積する内臓脂肪型肥満は、高血圧、糖尿病、虚血性心疾患などのリスクがさらに高まり、生活習慣病とも密接な関係があるため、効果的な治療法の早期確立が必要です。

内臓脂肪が蓄積しないようにできれば一番良いのですが、蓄積のメカニズムが分かっていないため、現在は、肥満が軽度の場合は医師による食事指導、中程度以上の場合は食欲を抑制し満腹感も促進する薬の投与や、胃の一部を切除して消化できる量を減らす手術などが行われています。ただ、いずれも食物の摂取量を減らすことが主眼で、内臓脂肪の蓄積に直接働きかけるものではありませんでした。

■ATRAPが肥満の元凶

横浜市立大の研究チームは、まず、マウスに高脂肪の餌を与えて肥満にさせ、体内で何が起きているかを観察しました。すると早い段階で、免疫細胞の一種である白血球中の特殊なタンパク質「ATRAP(エートラップ)」が、平常時より約3割増加。8週間後には、

マウス1匹当たり、平均約2グラムの内臓脂肪が増加していました。

チームは、ATRAPが内臓脂肪の蓄積に関与しているとみて、ゲノム(全遺伝情報)編集で免疫細胞のATRAPを生成する機能を失わせたマウス

を作製。高脂肪の餌を与えると、1匹当たりの内臓脂肪増加量は平均約1.2グラムにとどまり、肥満が大幅に抑制されました。

さらに内臓脂肪の組織を詳しく調べたところ、別の免疫細胞である「M2マクロファージ」の量が半減していました。マクロファージは、体内に侵入したウイルスなどの異物を食べて死滅させますが、M2マクロファージは過去の研究で、脂肪組織を肥大させる働きもあることが分かっています。ATRAP欠損マウスにおける内臓脂肪の蓄積抑制は、M2マクロファージの減少が原因と考えられました。

■10年以内に画期的治療法

これらから、高脂肪食を取り続けると免疫細胞のATRAPが増加し、それがM2マクロファージを増やして脂肪組織を肥大させるという、内臓脂肪型肥満の進行メカニズムが判明。ATRAPを標的にすることで、内臓脂肪型肥満の画期的な治療法、予防法を実現できる可能性が浮上してきました。

まず考えられるのは、ATRAPを作らないように遺伝子を操作した免疫細胞の移植や、ATRAPの働きを抑制する薬剤の投与などによる、これまでとは全く違ったタイプの内臓脂肪型肥満の治療法です。

また、体内のATRAPの量を調べれば、内臓脂肪型肥満になりそうかどうかを判定するマーカーにもなり得ます。肥満の初期段階から増加するため、量が多くなっていれば内臓脂肪を蓄積しやすい状態になったと判定でき、早いうちから対策を取ることができそうです。研究チームは5年程度でマーカー、10年以内に治療法を、それぞれ実用化したいと話しています。

【筆者紹介】伊藤壽一郎(いとう・じゅいちろう)

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きもの異変 温暖化の足音』(共著、扶桑社)、『新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説』(共著、柏書房)などがある。



令和5年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」にあわせ、当会でも様々な取組が行われました。

○松本税務署長講演会開催（松本間税会・松本法人会共催）

11月8日(水)、松本税務署長の田中聖一氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会を開催しました。（松本間税会との共催事業）

当日は「税務の現状等に関して」というテーマで、私たちの暮らしの中における税の役割などについてわかりやすくお話をいただき、参加された皆さん熱心に耳を傾けておられました。



講師の田中松本税務署長

○令和5年度時局講演会開催

エッセイスト 安藤 和津 さん 講演会

『明日を素敵に生きるには』

（関東信越税理士会松本支部、松本法人会共催）

11月13日(月)、本年度の時局講演会をホテルブエナビスタにて開催いたしました。講師には、エッセイストの安藤和津さんをお招きし『明日を素敵に生きるには』というテーマでお話を伺いました。



講師の安藤和津さん

安藤さんといえば長年にわたりご自身、そしてご家族も芸能界の一線でご活躍されており、とても華やかな印象をお持ちの方も多いかと思われそうですが、その裏では長年にわたり壮絶ともいえるお母様の介護を経験されており、その経験や素直な心情、思い至った境地について包み隠さずユーモアも交えながらお話いただき、会場は感動と笑顔に包まれました。

また、今回の講演会は当会社団化50周年記念講演会を兼ね開催され、当日は大勢の方にご来場いただくことができました。

○女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」応募作品がアイシティで開催された『税金展』で展示されました♪

山形村のショッピングセンター アイシティ21で、税を考える週間期間中に開催された『税金展』にて、当会女性部が取り組みを続ける「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた絵はがき作品が展示され、会場に彩りを添えました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生を対象に、税金の正しい知識と仕組みを伝えるために開催される「租税教室」に参加してもらった児童に、授業で学んだことを1枚の絵はがきに描いてもらう取り組みです。児童たちが税金について学び、感じたことが素直に描かれた作品はどれも素晴らしいものばかりでした。



会場を彩った「税に関する絵はがき作品」

○令和5年度税務署長納税表彰式が執り行われました

11月14日(火)、松本商工会館にて本年度の税務署長納税表彰式が行われ当会から2名が受賞されました。また国税局長納税表彰の披露も行われました。受賞者の皆様、誠にありがとうございます。

◎税務署長納税表彰 受賞者

菅澤 一隆 氏（副会長・穂高部会長）
中野美知子 氏（理事・女性部副部長）

◎国税局長納税表彰 受賞者

百瀬 幸子 氏
（副会長・税制委員長）



受賞された菅澤副会長（前列左）、中野理事（前列右）、百瀬副会長（後列中央）

また、翌15日には、県税功労者に対する県知事表彰伝達式が執り行われ、当会から次の方々を受賞されました。

◎県税功労者県知事表彰 受賞者

上條 栄規 氏
（常任理事・南部部会長・研修副委員長）
高橋 治美 氏（常任理事・厚生副委員長）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も2時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。今回は

- ①【基本コース】基本的な検査項目を網羅
- ②【ドック検診コース】基本コースに「腫瘍マーカー検査」「超音波（エコー）検査」を追加
- ③【プレミアムドックコース】ドック検診コースに「尿沈渣」「眼圧（緑内障検査）」「血液検査の血液像」「血清鉄」「シフラ（肺がん腫瘍マーカー）」を追加

上記3つのコースに加え充実のオプション検査も用意しております。いずれのコースも『全国健康保険協会（協会けんぽ）』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます（こちらは35歳～74歳までの被保険者ご本人に限り、おひとり様、年に1度の補助となります）。

当記事とともに12月初旬までに封書にてお届けいたしますご案内（申込書付）をご確認いただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。（電話：35-8080）

日程

令和6年2月5日(月)
2月6日(火)
2月7日(水)
2月8日(木)
2月9日(金)

受付時間 各日とも
午前 8:00～午前 8:30～
午前 9:00～午前 9:30～
午前10:00～午前10:30～

会場

南松ホール（旧 林友ホール）松本市双葉 18-22

費用 ※費用はすべて消費税込価格です。

- ①【基本コース】
 - A：通常受診 17,000円
 - C：協会けんぽ扱い 5,613円

- ②【ドック健診コース】
 - B：通常受診 27,000円
 - D：協会けんぽ扱い 14,113円
- ③【プレミアムドックコース】
 - E：通常受診 31,000円
 - F：協会けんぽ扱い 18,113円

☆その他各種オプション検査（別料金）もごございます。

- オプション① 肝炎ウイルス検査 4,000円
- オプション② アミノインデックス検査
(AICS ※がんスクリーニング検査) 23,000円
- オプション③ ロックスインデックス (LOX-index
※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査) 12,500円
- オプション④ 頸動脈超音波検査 6,600円
- オプション⑤ 腸内フローラ検査 16,500円
- オプション⑥ View アレルギー39検査 13,000円
- オプション⑦ 甲状腺検査 4,400円
- オプション⑧ 前立腺腫瘍マーカー (PSA) 1,700円
- オプション⑨ 乳房超音波検査 1,700円
- オプション⑩ 下腹部超音波検査(子宮、卵巣) 3,000円
- オプション⑪ 卵巣がんマーカー (CA125) 2,000円
- オプション⑫ 乳がんマーカー (CA15-3) 1,500円
- オプション⑬ 子宮がんマーカー (SCC) 1,600円

申込締切 令和5年12月25日(月)

- 備考**
- (1) 検査は（一財）全日本労働福祉協会 が行います。
 - (2) 検査結果につきましては概ね3週間で通知いたします。





法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
 この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円^(※1)。
 これからも会員企業とそこご家族の皆様にご安心をお届けしてまいります。

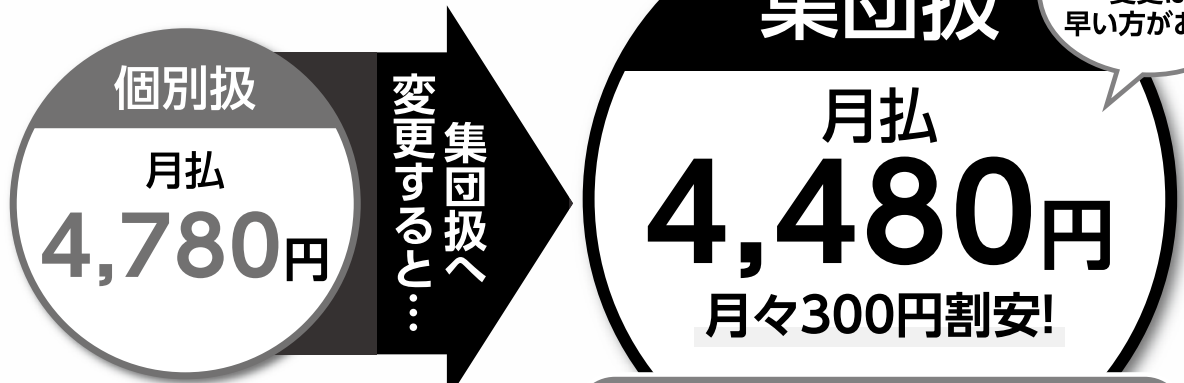
(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
 変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
 スーパーがん保険^(※3)を
 この機会に集団扱にすると^(※4)...

保障はそのまま！



年間では3,600円もお得!

2022年12月現在

- ① **簡単な手続きで変更ができます。**
- ② **担当代理店の変更はありません。**
- ③ **保障内容の変更はありません。**

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
 (※3)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
 (※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

「消費税申告一声運動実施中」

12月の予定

1日租税教室（信大附属松本小学校） 4日租税教室（大野川小学校） 5日県連女性部連絡協議会 7日租税教室（朝日小学校） 8日租税教室（並柳小学校） 12日女性部松本児童園訪問 13日新設法人説明会 15日12月役員会 19日決算説明会 20日青年部12月例会、県連事務局長会議 22日租税教室（筑北小学校）

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 11月決算法人対象）
12月19日(火) 午後2時より
松本市駅前会館 4階「大会議室」

法人会全国大会『群馬大会』

— 参加報告 —

10月18日、群馬県高崎市（会場：高崎芸術劇場）にて第39回法人会全国大会が開催されました。大会式典では令和6年度の税制改正に関する提言が報告されると共に、各種表彰、大会宣言が行われました。



全国青年の集い『山形大会』

— 参加報告 —

11月9日、10日の日程で全国青年の集い「山形大会」が山形県山形市（会場：やまぎん県民ホール等）にて開催されました。大会では全国の青年部が取り組む租税教育活動や健康経営に関するプレゼンテーション及び講演会、式典が行われました。



法人会 会員無料相談室サービスのご案内

今月号の付録として「法人会 会員無料相談室サービス」のご案内と相談カードをお届けしております。会員企業の皆様に万が一のトラブルが発生した際に当会顧問弁護士、社会保険労務士から適切なアドバイスが受けられます。詳しくはご案内をご確認ください。

【相談員】

- 《法律相談》 三浦 守孝 弁護士
(三浦法律事務所)
- 《労務相談》 上嶋 宏 社会保険労務士
(かみじま社会保険労務士事務所)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストも
タブレットも
デジタルカメラも
手書きのイラストも
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



松本市立博物館に「現代道祖神」(松本市)



このほど開館した松本市立博物館に、松本石匠組合から「現代道祖神」が寄贈され大名町通り沿いに設置されています。古くから中信地域には数多くの道祖神があり人々の暮らしを見守ってきました。新たな道祖神は男女が平等に寄り添う姿が表現されており、すべての人々が支えあうという時代にマッチしたデザインとなっております。(上兼健司編集委員)

このほど開館した松本市立博物館に、松本石匠組合から「現代道祖神」が寄贈され大名町通り沿いに設置されています。古くから中信地域には数多くの道祖神があり人々の暮らしを見守ってきました。新たな道祖神は男女が平等に寄り添う姿が表現されており、すべての人々が支えあうという時代にマッチしたデザインとなっております。(上兼健司編集委員)

(本号編集委員…)
上兼健司
沖(健吏)



これからは自分たちで食べ物や電気を自給自足しなければいけない時代になっていくのでしょうか? 輸入に頼っている日本だからこそ、ひとりひとりがお金を払えば全てが揃う時代で無くなってきた事を自覚して生活していくことが望まれます。

HYH・Ribbon

停電保険入っていますか?

迫りくる停電への対策

“停電の保険”として



ELIYY Power 可搬型蓄電システム

POWER YIILE3 パワーイレ・スリー

蓄電容量 2.5kWh

世界トップレベルの安全性を実現した電池セルを搭載
進化したパワーイレで電気と安心の備えを

お問合せ **HYH・Ribbon**

0120-533-105

 (担当:河上)

川柳コーナー

サンタさん

世界に平和

届けてよ

年賀状

写真選びに

四苦八苦

感じます

子ども成長

親老化

新米

あしがき

今、世界中がおかしいのか、日本がおかしいのか、最近の物価高や電気、ガス、ガソリンなど様々なものが値上がりしています。その分賃金が上がれば良いのですが、政府が行う賃上げに向けた税制改正や補助金政策等も十分な効果を上げるにはまだ時間がかかりそうです。その一方で、これまで企業や家庭を支えてきた電気・ガス価格激変緩和対策、燃料油価格激変緩和対策の補助金については制度の適用期間終了も近づき、今後の先行きが見通しづらい状況が続いています。

東京都などでは先行して2025年4月から新築住宅への太陽光発電システムの設置が原則義務化されるとされ、今後は日本全国にも義務化の流れが広まることも予想されています。これからは自分たちで食べ物や電気を自給自足しなければいけない時代になっていくのでしょうか? 輸入に頼っている日本だからこそ、ひとりひとりがお金を払えば全てが揃う時代で無くなってきた事を自覚して生活していくことが望まれます。

個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社